

大船渡市地域防災計画の修正（案）について

（令和元年度修正）

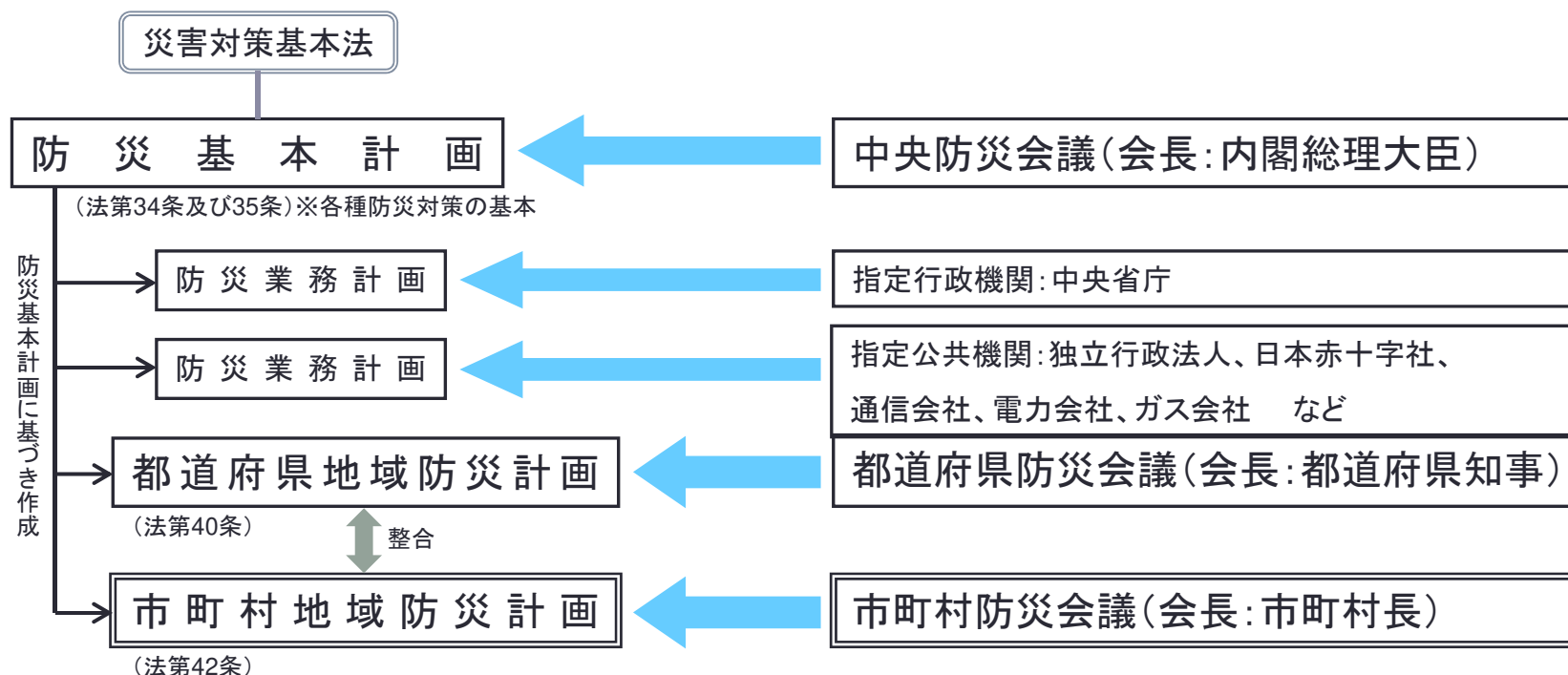
目次

大船渡市地域防災計画の概要	1
これまでの計画修正の経緯	4
令和元年度修正の概要	5
意見公募（パブリックコメント）手続の実施について	7

大船渡市地域防災計画の概要

○大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画

○市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して大船渡市の地域に係る防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定



地域防災計画に関する災害対策基本法の規定

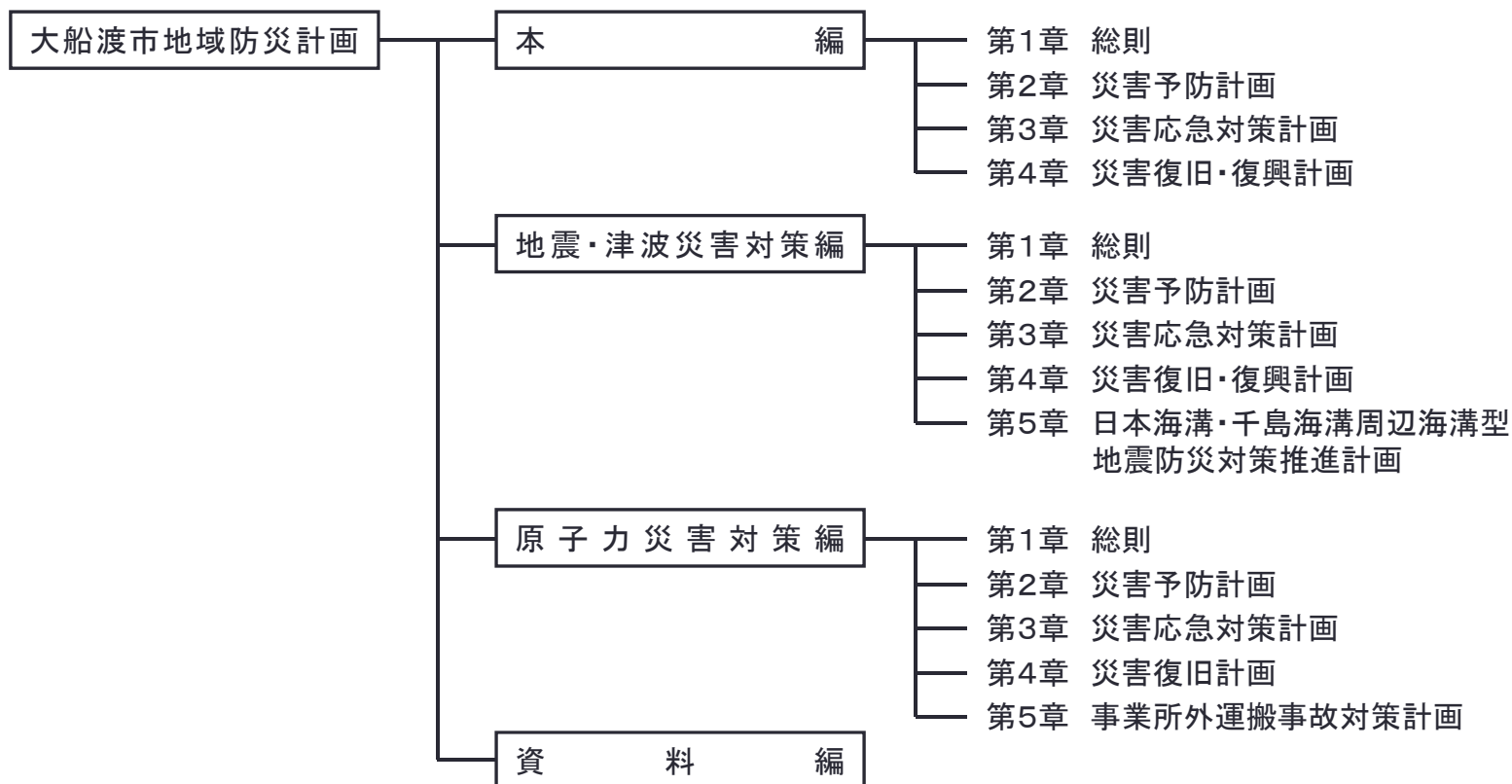
(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- あらゆる災害へ概ね共通する事項を示す本編のほか、個別の災害への対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編で構成
- 各編に災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興(原子力災害対策編は災害復旧)に関する計画を置き、各主体の役割分担を明確化
- 計画期間を定めず、また施策間の優先順位をつけずに、網羅的に対策を記載

大船渡市地域防災計画の構成



○直近(平成31年1月)の修正では平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害を踏まえた防災基本計画の修正及び岩手県地域防災計画の修正との整合を図るとともに、市の防災施策を踏まえた見直しを行った。

背景

防災基本計画修正
(平成29年4月)

県地域防災計画修正
(平成30年3月)

■主な修正項目

①防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成28年熊本地震を踏まえた修正

- ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ・物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- ・市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

イ 平成28年台風第10号災害を踏まえた修正

- ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- ・県は、水位周知河川以外の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定を提供するよう努める。

ウ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- ・被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

②県地域防災計画修正に伴う見直し

ア ドローンによる被害情報の収集

- ・市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

③市の防災施策を踏まえた見直し

ア 津波避難マップの作成に伴う修正

- ・市は、過去に発生した最大クラスの津波浸水域を津波浸水想定として、津波防災マップを作成し、マップの意義や避難場所等に関する周知、啓発に努める。
- ・市は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議の上、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」に基づき、津波避難計画等を策定する。

○今回の地域防災計画の修正に当たっては、平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた防災基本計画の修正及び岩手県地域防災計画の修正との整合を図るとともに、その他所要の見直しを行うもの。

背景

防災基本計画修正
(平成30年6月)

県地域防災計画修正
(平成31年3月)

■主な修正項目

①防災基本計画修正に伴う見直し

- ア 平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた修正**
- ・市は、水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等の発令基準を設定する。
 - ・国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤などの整備を行うこと。
- イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正**
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成及び避難訓練を行わなければならない。
 - ・市は、国・県等が組織した大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と密接な連携体制を構築する。

②県地域防災計画修正に伴う見直し

- ア 初動医療体制の修正**
- ・岩手DMATの派遣等について、大船渡病院のDMAT数に変更となったこと。

③その他所要の修正①

- ア 警報・注意報発表基準の修正**
- ・盛岡地方気象台が発表している「警報・注意報発表基準一覧表」等が更新されたことに伴う修正。

③その他所要の見直し②

イ 資料編の時点更新及び新規締結協定等の追加

(ア) 盛川水系洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表の修正

	種 類	施設名	理 由
削 除	障害者施設	朋友館 別館	事業廃止のため。

(イ) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表の修正

(1) 急傾斜地

	種 類	施設名	理 由
削 除	教育施設	赤崎小学校	区域指定時と土地の形状が変わっているため。
削 除	児童福祉施設	赤崎保育園	区域指定時と土地の形状が変わっているため。
削 除	児童福祉施設	にこにこ浜っ子クラブ	区域指定時と土地の形状が変わっているため。

(2) 土石流

	種 類	施設名	理 由
追 加	障害者施設	こすもすの家C棟	新たに施設を整備したため。

(ウ) 新たに締結した協定書の新規追加

- ・ 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書（協同組合南三陸ショッピングセンター）
- ・ 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- ・ 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車工業株式会社）

意見公募（パブリックコメント）手続の実施について 7

○修正案を市ホームページで公表するとともに、市役所本庁舎、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所、リアスホール、カメラアホール、総合福祉センター、市立博物館で閲覧を行い、意見を募集

■実施概要

閲覧した資料 : 大船渡市地域防災計画修正案
本編/地震・津波災害対策編/原子力災害対策編(新旧対照表)

意見公募期間 : 12月4日から12月27日まで(24日間)

意見提出方法 : 直接持参、市民提言箱への投函、郵便、ファクシミリ、電子メール

手続周知方法 : 広報大船渡(11月20日号)への掲載、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供

■実施結果

今回の意見公募に対する、意見等の提出はありませんでした。